

2023年度監査結果について

令和6年6月24日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課 総合監査室

(趣旨)

2023年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告及び②委員会HPへの公表を行うに当たり、事務局案についてご審議いただく。

ご了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたい。

主なポイント

2023年度監査結果を経済産業大臣へ資料3-1(電気)及び資料3-2(ガス)により報告するとともに、資料3-3により委員会HPにおいて公表する。

なお、公表に際しては、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

< 監査結果の要旨(概要) >

1. 電気事業

(1) 主な重点監査項目

① 約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2022年度もインバランス料金の誤算定(インバランス料金単価の公表値の誤り含む)等の事案が発生している。

このため、2023年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況等を確認した。

② 体制整備等に関する監査

一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化したところ。2022年度は非公開情報を入手した者を特定することができなかつた事案や必要なログ記録が5年間保存されていなかった事案が発生している。

2023年度監査においては、業務改善計画を提出した事業者(一般送配電事業者7社)については、別途、ネットワーク事業監視課としてフォローアップを実施するため、当該フォローアップの内容と重複しないよう留意し、実施した。

具体的には、ID・パスワードの管理状況やログ記録の保存状況等の確認を継続することに加え、事業者におけるログの解析結果の確認やある日時のアクセスログを指

39 定した上で権限のない者が利用していないことを確認するなど、実地監査で見べき
40 内容を拡充した。また、送電事業者においても、同様に確認した。

41 さらに、2023年6月の経済産業大臣に対する建議事項（非公開情報を取り扱う
42 システムの物理分割及び内部統制体制の構築）については、実地監査時点で、当該建
43 議を踏まえた省令等が整備されていないものの、現行規定の解釈として、又は、業務
44 改善計画への取組状況として、確認できるものについては確認した。

45

46 (2) 監査の結果

47 6事業者において8件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

48

49 (3) 指摘事項の状況

50

(単位：件)

		件数
①	約款の運用等に関する監査 <例> ・接続検討の回答期限の超過 ・工事費負担金の精算遅延	4
②	財務諸表に関する監査	—
③	部門別収支に関する監査 <例> ・事業者設定基準の届出漏れ	1
④	託送供給等収支に関する監査 <例> ・誤った送配電部門収支計算書等の公表	3
⑤	託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
⑥	体制整備等に関する監査	—
合 計		8

51

52 2. ガス事業

53 (1) 主な重点監査項目

54 ① 託送供給収支に関する監査

55 2022年度において、2021年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引
56 き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる算
57 定誤り等の指摘事項が74件（2021年度は80件）あった。

58 このため、2023年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り
59 等による間違いがないかを確認した。

60

61 ② 託送供給に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査

62 2022年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、す
 63 べての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制
 64 整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管
 65 事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。2022年度監査においては、
 66 2022年7月1日時点の状況について確認したが、本省及び地方局所管事業者合計
 67 で32件の指摘事項があった。

68 このため、2023年度監査においても、2022年4月から2023年3月まで
 69 の通年での状況について、引き続き、その遵守状況を確認した。

70
 71 ③ 体制整備等に関する監査

72 一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、電気と同様、一般ガス導管事業者及び
 73 特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が30万個以上に限る。）においても、非
 74 公開情報の管理の用に供するシステムの情報管理を確認した。

75
 76 (2) 監査の結果

77 69事業者において114件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

78
 79 (3) 指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
①	約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・内管工事費の算出誤り	2 (－)
②	財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・勘定科目の整理誤り	10 (1)
③	部門別収支に関する監査	－
④	託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	88 (3)
⑤	託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止 行為に関する監査	－
⑥	体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・託送供給の業務等に関する情報の取扱規程の不備 ・人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権 限の切替え遅れ	6 (4)
合 計		114 (8)

81 ※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

経済産業省

202406●●電委第●号
令和6年6月○日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項の規定により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項の規定により委任された同法附則第21条に規定する監査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2023年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23社）に対して実施した2023年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2023年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2022年度もインバランス料金の誤算定（インバランス料金単価の公表値の誤り含む）等の事案が発生していることから、2023年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化したところ。2022年度は非公開情報を入手した者を特定することができなかった事案や必要なログ記録が5年間保存されていなかった事案が発生している。2023年度監査においては、業務改善計画を提出した事業者（一般送配電事業者7社）については、別途、ネットワーク事業監視課としてフォローアップを実施するため、当該フォローアップの内容と重複しないよう留意し、実施した。具体的には、ID・パスワードの管理状況やログ記録の保存状況等の確認を継続することに加え、事業者におけるログの解析結果の確認やある日時のアクセスログを指定した上で権限のない者が利用していないことを確認するなど、実地監査で見べき内容を拡充した。また、送電事業者においても、同様に確認した。さらに、2023年6月の経済産業大臣に対する建議事項（非公開情報を取り扱うシステムの物理分割及び内部統制体制の構築）については、実地監査時点で、当該建議を踏まえた省令等が整備されていないものの、現行規定の解釈として、又は、業務改善計画への取組状況として、確認できるものについては確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2022事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2023年度中に実施したものを。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等における現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	21	—	—	—	—	—
オンライン監査実施数	2	—	—	—	—	—
書面監査実施数	2	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	21
オンライン監査実施数	—	—	—	—	—	2
書面監査実施数	—	—	—	—	—	2

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般

送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2023年度において実施した監査の結果、6事業者において8件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・接続検討の回答期限の超過 ・工事費負担金の精算遅延	4
② 財務諸表に関する監査	—
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・事業者設定基準の届出漏れ	1
④ 託送供給等収支に関する監査 <例>	3

	・誤った送配電部門収支計算書等の公表	
	⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
	⑥ 体制整備等に関する監査	—
	合 計	8

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4～13 （略）

（立入検査）

第百七条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～18 (略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第二条 (略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

2023年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金の増額判明時における発電事業者への通知遅れ等により、工事費負担金について、託送供給等約款に定められている工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款等に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (工事費負担金の精算)
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
3	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
4	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
5	部門別収支	法人税等の配分に係る事業者設定基準の届出漏れ	法人税等の配分について、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の状況を踏まえ、より適切な整理を行うためのみなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準の届出がなかった。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準を届け出た上で、各部門に配分すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第6条第3項
6	託送供給等収支	誤った送配電部門収支計算書の公表	法人税等について、誤った算定方法で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの送配電部門収支計算書等の修正・公表を行うべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
7	託送供給等収支	誤ったインバンス等収支計算書の公表	インバンス等収支計算書の注記(他社購入電源費及び他社販売電源料)について、誤った算定方法で算定した金額を記載していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みのインバンス等収支計算書の修正・公表を行うべきである。(訂正後のインバンス等収支計算書は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給等収支	誤った離島供給収支計算書の公表	離島部門当期純利益について、誤った諸元で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの離島供給収支計算書の修正・公表を行うべきである。(訂正後の離島供給収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

202406●●電委第●号
令和6年6月○日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

ガス事業法(昭和29年法律第51号)第189条第2項の規定により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。)第38条第1項の規定により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2023年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（261社）に対して実施した2023年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2023年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2022年度において、2021年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が74件あったことから、2023年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2022年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して差別的取扱いを要求すること等が禁止された。2022年度監査においては、2022年7月1日時点の状況について確認したが、本省及び地方局所管事業者合計で32件の指摘事項があったことから、2023年度監査においても、2022年4月から2023年3月までの通年での状況について、引き続き、その遵守状況を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、電気と同様、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が30万個以上に限る。）においても、非公開情報の管理の用に供するシステムの情報管理など「体制整備等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2022事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2023年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	44	11	37	89	8	4
現地立入監査実施箇所数	9	10	16	20	8	4
オンライン監査実施数	2	2	—	—	—	—
書面監査実施数	33	—	21	69	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	261
現地立入監査実施箇所数	18	14	3	18	1	121
オンライン監査実施数	—	—	—	1	—	5
書面監査実施数	1	—	—	12	1	137

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「本社と支社で監査」及び「現地立入監査とオンライン監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般

ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第54条の8及び第80条の8の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2023年度において実施した監査の結果、69事業者において114件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の算出誤り		2（－）
② 財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り		11（1）
③ 部門別収支に関する監査		－
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り		91（3）

	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	—
	⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・託送供給の業務等に関する情報の取扱規程の不備 ・人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替え遅れ	10 (4)
合 計		114 (8)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第一百七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第一百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2～5 （略）

（立入検査）

第一百七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～10 （略）

（勧告）

第一百七十八条 委員会は、第一百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第一百七十九条 委員会は、第一百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（権限の委任）

第一百八十九条 （略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一

条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

附則第二十二條 みなしガス小売事業者（附則第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六條第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二條第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八條第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次條第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に應ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七條、第十條、第十一條、第十三條から第十五條まで、第十七條第三項から第十項まで、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十六條の二、第四十五條の二、第四十七條の六、第四十八條、第四十九條、第五十條及び第五十二條の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

附則第三十三條 経済産業大臣は、附則第二十二條から第二十五條までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 (略)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第四十一条 (略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二

条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。)を管轄する経済産業局長が行うものとする。
ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4 (略)

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査を
しなければならない。

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ガス供給に伴う既存埋設物等の調査費用について、誤った勘定科目（修繕費）で整理していた。	ガス事業会計規則に定められている適正な勘定科目（建設仮勘定）に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第5条
2	託送供給収支	託送収支計算書（特別損失）等の整理誤り	特別損失について、託送供給等関連業務以外に係る費用を整理していた。	託送供給等関連業務以外に係る費用は除外して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(8)等
3	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	運転資本について、誤った算定方法で算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
4	託送供給収支	誤った超過利潤累計管理表（前期超過利潤累計額）等の公表	前期超過利潤累計額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な金額を記載すべきである。（訂正後の超過利潤累計管理表等は公表済み。）	ガス事業託送供給収支計算規則 第10条
5	体制整備等	人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替えの遅れ	人事異動に伴う引継期間においてのみ異動した前任者が非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。	非公開情報入手することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。（既に対応措置済み）	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第2号ロ
6	体制整備等	託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その一般ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
7	体制整備等	託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第10号
8	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）に不備があった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第3号
9	託送供給収支	「法人税等」の算定誤り	託送収支計算書における「法人税等」が誤った方法で算定されていた。	「法人税等」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、法定実効税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9)
10	託送供給収支	「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」の算定誤り	超過利潤計算書における「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」が誤った方法で算定されていた。	「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)
11	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が誤った方法で算定されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
12	託送供給収支	資金調達算定の誤り	託送収支計算書における「資金調達」が誤った方法で算定されていた。	資金調達については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(5)
13	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送収支計算書における「一般管理費」が誤った方法で算定されていた。	一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)②
14	体制整備等	非公開情報入手した者、内容及び当該情報入手した日時に係る記録の欠損	非公開情報入手した者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報入手した日時に係る記録に欠損があった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハの規定に定める情報については、5年分を保存すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハ
15	体制整備等	物理的隔絶の不備	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づく託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第79条の14第1項第1号

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
16	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
17	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表において、平成30年度から令和4年度までの投資額が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、実績額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
18	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (1)
19	託送供給収支	特定導管投資額実績表の作成の誤り	平成30年度及び平成31年度について、導管以外の費用を計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定導管に係る投資額について、実績額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.
21	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定及び設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.
22	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表において、令和3年度の投資額が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、適切に投資額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
23	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
24	託送供給収支	超過利潤累積管理表の金額誤り	超過利潤累積管理表の前期超過利潤累積額や定水準超過額等について、適切に計上されていなかった。	①ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第1項の規定により設定した料金（改定後料金）を実施する場合は、零とすべきである。 ②「一定水準超過額」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、当期超過利潤累積額から一定水準額を控除した額が零を下回る場合にあっては零とすべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第3 2.
25	託送供給収支	内部留保相当額管理表の金額誤り	内部留保相当額管理表において、還元義務額残高が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、還元義務額残高を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第3 4. (3)
26	財務諸表	営業費明細表の金額の誤り	営業費明細表の「供給販売費・需要開発費」に警報器の設置に係る費用が計上されるなど、適切な科目に整理されていなかった。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の「その他営業雑費用」に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
27	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	所得割法人事業税を適切な科目に整理されていなかった。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
28	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時に事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額にすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
29	財務諸表	会計整理項目の誤り	財務諸表の作成にあたり、一般管理費の租税課金に電気供給業に係る収入割事業税が含まれているなど、適切に整理されていなかった。	ガス事業に係らない事業の費用は除外するなどし、適切に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
30	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
31	財務諸表	会計整理項目の誤り	「ガス事業管理システム再リース料」を、一般管理費の賃借料に計上していた。	供給販売費の賃借料に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
32	財務諸表	会計整理項目の誤り	前期損益修正益を営業外収益の雑収入に計上していた。	特別利益に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
33	財務諸表	会計整理項目の誤り	内管の修繕等に係る委託作業費を供給販売費としていた。	営業雑費用の受注工事費用として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
34	財務諸表	会計整理項目の誤り	無形固定資産の減価償却費の一部を需要開発費や消耗品費に計上していた。	減価償却費に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
35	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、旧一般ガスマナシガス小売事業者でないにもかかわらず、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
36	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。	供給計画と整合させて、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
37	財務諸表	損益計算書・営業費明細表の金額の誤り	附帯事業（電気供給業）の事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の附帯事業費用に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
38	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。	供給計画と整合させて、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
39	体制整備等	社内システムにおける規程に定める記録の未保存	当社社内システムの一部において、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項項第二号八の規定に定める記録の保存が5年間に満たなかった。	社内システムにおいて、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項項第二号八の規定に定める記録の保存期間は5年間とすべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第七十九条の十四 第2項
40	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより税申告した額と異なる額を算定していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
41	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
42	託送供給収支	ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
43	託送供給収支	託送収支計算書（超過利潤累積額管理表）における誤り	前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合、前期超過利潤累積額・前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額・当期乖離額累積額は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 2. (1)、(2)、(5)、(7)
44	託送供給収支	ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
45	約款の運用	内管工事費見積単価表の誤り	誤った内管工事費見積単価表が公表されていた。	託送供給約款に紐づく見積単価表は、施行規則に基づき、適正に公表を行うべきである。	ガス事業法施行規則 第72条
46	財務諸表	勘定科目の整理誤り	貸倒引当金が雑費で計上されていた。	貸倒引当金は、ガス事業会計規則に基づき、適正に計上すべきである。なお、この誤りにより託送供給収支の修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
47	託送供給収支	託送収益の算定誤り	自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。	自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
48	託送供給収支	託送収支計算書上の一般管理費の計算誤り	機能別原価項目の金額比によって配賦され託送費用として抽出された一般管理費の一部が、託送収支計算書上の一般管理費として整理されていなかった。	機能別原価項目の金額比によって配賦された一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
49	託送供給収支	託送資産明細書設備勘定(有形)の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
50	託送供給収支	前期超過利潤累積額の計上誤り	前期超過利潤累積額が誤って計上されていた。	前期超過利潤累積額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)
51	託送供給収支	還元義務額残高の算定誤り	還元義務額残高が誤った方法で算定されていた。	還元義務額残高については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
52	託送供給収支	託送収支計算書(営業収益(「補償料等収入」)の計上漏れ	営業収益の「補償料等収入」の算定にあたり、計上すべき収入金額が「補償料等収入」として計上されていなかった。	「補償料等収入」は、計上すべき収入金額を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
53	託送供給収支	託送収支計算書(営業外収益「雑収入」)の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	「雑収入」は、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
54	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
55	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
56	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費の算定にあたり、固定資産金額比(帳簿価額比)及び導管延長比に関する機能別配賦係数が、誤って算定されていた。	固定資産金額比(帳簿価額比)及び導管延長比に関する機能別配賦係数は、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
57	託送供給収支	託送供給収支の一般管理費の算定方法の誤り	託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきところ事業税相当額が、誤って計上されていた。	託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
58	託送供給収支	託送収支計算書(営業外費用「雑支出等」)の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
59	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
60	託送供給収支	託送収支計算書(営業外費用「雑支出等」)の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
61	託送供給収支	託送収支計算書(超過利潤累積額管理表)における誤り	超過利潤累積額管理表における前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。	前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 2. (1)、(2)、(5)、(7)
62	体制整備等	物理的隔絶の不備	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づく託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。	ガス事業法施行規則(体制の整備等) 第79条の14 第1項第1号

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
63	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費として計上されていた経費のうち、小売事業直轄の経費として計上すべきところ、機能別展開され、託送費用として配賦されていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
64	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費を機能別展開する際、適用すべき配賦係数に算出誤りがあったため、配賦額が正しく計上されていなかった。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①
65	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率の算定を誤っていた。	省令等に基づき適正な税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(9)
66	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費として計上されていた経費について、小売事業に直課すべき費用であるところ、託送経費として機能別展開していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
67	託送供給収支	供給販売費等の機能別展開の誤り	託送収支の算出において、共通経費を配賦する際に使用する人件費比率の係数について算出を誤ったため、人員比による配賦を行っている費用科目が誤って算出された。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①
68	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 34
69	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送事業の経費に該当しないものを、一般管理費の機能別展開をもって、託送経費として配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
70	託送供給収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益を算定するにあたり、誤った方法で算定していた。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第11.(2)
71	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送事業の経費に該当しない特別損失について、機能別原価項目の金額比をもって、託送経費として配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(8)
72	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
73	託送供給収支	営業費用の算定誤り	供給販売費、一般管理費の配賦に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①、②
74	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が当該事業年度の確定した申告額となっていなかった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)
75	託送供給収支	託送資産の算定誤り	固定資産の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第22.
76	託送供給収支	託送資産の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第22.
77	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の配賦、労務費の振替額に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①
78	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が地方税法の定めにより算出した額となっていなかった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
79	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	資金運用とすべき収益をその他に含めて算定し、配賦方法に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(1)～(3)
80	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	配賦方法に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(7)
81	託送供給収支	託送資産の算定誤り	資産に計上誤りがあった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第21.
82	託送供給収支	託送資産の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第22.
83	託送供給収支	供給販売費等の計上誤り	供給販売費の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
84	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)
85	託送供給収支	営業外収益の計上誤り	その他の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(3)
86	託送供給収支	託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り	ガス事業に係る「無形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていないかった。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2(第4条関係)2.
87	託送供給収支	託送収支計算書における「事業税」の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1(第3条関係)2.(4)
88	託送供給収支	託送資産明細書における設備勘定(有形)の計上誤り	ガス事業に係る「有形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていないかった。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2(第4条関係)2.
89	託送供給収支	託送収支計算書における「固定資産除却費」の算定誤り	託送収支計算書における「固定資産除却費」について、誤って算定していた。	省令等に基づき、適正な配賦により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1(第3条関係)2.(2)①
90	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3(第5条関係)1.(7)
91	託送供給収支	託送資産明細書における「固定資産除却損」の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定において、「固定資産除却損」の取り扱いに誤りがあった。	省令等に基づき、適正な運用方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2(第4条関係)2.
92	託送供給収支	託送収支計算書における「事業税」の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1(第3条関係)2.(4)
93	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3(第5条関係)1.(4)
94	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
95	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
96	託送供給収支	供給販売費の配賦誤り	供給販売費に係る需要開発費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
97	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る労務費について、供給販売費（労務費）から受注工事費への振替額の算定を誤っていた。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
98	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定を誤っていた。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)①
99	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
100	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
101	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益について、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上されていた。	営業外収益の「資金運用」及び「その他」について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(1)(3)
102	託送供給収支	託送資産明細書（長期前払費用）の算定誤り	託送資産明細書の長期前払費用について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の長期前払費用について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
103	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税について、収入割額（ガス導管事業）を計上すべきところ、所得割額により計上されていた。	事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
104	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比が適正に算定されていなかった。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
105	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
106	託送供給収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の当期超過利潤額について、「託送供給関連部門の特別損失額」及び「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」が誤って算定されていた。	超過利潤計算書について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)
107	託送供給収支	特別利益の算定誤り	託送供給関連部門の特別利益について、ガス事業以外の収益が誤って計上されていた。	特別利益について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(4)
108	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の算定誤り	供給販売費の機能別展開配賦金額について、誤った配賦金額により算定されていた。	供給販売費の機能別展開配賦金額について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(2)①
109	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費について、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)②
110	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税等について、法定実効税率を用いて算定されていなかった。	法人税等について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9)

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
111	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
112	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税について、収入割額（ガス導管事業）とすべきところ、託送収益の比によって算定されていた。	事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
113	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
114	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比の額及び導管延長比が誤って算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

News Release



令和 6 年 6 月 ● 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

2023年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

電力・ガス取引監視等委員会は、2023年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

2023年度における監査は、電気事業者(23社)及びガス事業者(261社)に対して実施し、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

2. 添付資料

- ・(別添1)2023年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)2023年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課総合監査室長 伊藤
電話:03-3501-1513(直通)

2023年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23社）に対して実施した2023年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2023年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2022年度もインバランス料金の誤算定（インバランス料金単価の公表値の誤り含む）等の事案が発生していることから、2023年度監査においても、引き続き、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況など「約款の運用等」を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022年度の体制整備等に関する監査において、情報管理についての監査を強化したところ。2022年度は非公開情報を入手した者を特定することができなかった事案や必要なログ記録が5年間保存されていなかった事案が発生している。2023年度監査においては、業務改善計画を提出した事業者（一般送配電事業者7社）については、別途、ネットワーク事業監視課としてフォローアップを実施するため、当該フォローアップの内容と重複しないよう留意し、実施した。具体的には、ID・パスワードの管理状況やログ記録の保存状況等の確認を継続することに加え、事業者におけるログの解析結果の確認やある日時のアクセスログを指定した上で権限のない者が利用していないことを確認するなど、実地監査で見べき内容を拡充した。また、送電事業者においても、同様に確認した。さらに、2023年6月の経済産業大臣に対する建議事項（非公開情報を取り扱うシステムの物理分割及び内部統制体制の構築）については、実地監査時点で、当該建議を踏まえた省令等が整備されていないものの、現行規定の解釈として、又は、業務改善計画への取組状況として、確認できるものについては確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2022事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2023年度中に実施したものを。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員が実施した。

電気事業法第106条第3項及び改正法附則第25条の2第1項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第107条第2項及び改正法附則第25条の3第1項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等における現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	21	—	—	—	—	—
オンライン監査実施数	2	—	—	—	—	—
書面監査実施数	2	—	—	—	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	21
オンライン監査実施数	—	—	—	—	—	2
書面監査実施数	—	—	—	—	—	2

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般

送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第22条の3及び第23条並びに同法第27条の11の3及び第27条の11の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第23条の4（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2023年度において実施した監査の結果、6事業者において8件の指摘事項があった。これについては、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・接続検討の回答期限の超過 ・工事費負担金の精算遅延	4
② 財務諸表に関する監査	—
③ 部門別収支に関する監査 <例> ・事業者設定基準の届出漏れ	1
④ 託送供給等収支に関する監査 <例>	3

	・誤った送配電部門収支計算書等の公表	
	⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
	⑥ 体制整備等に関する監査	—
	合 計	8

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4～13 （略）

（立入検査）

第百七条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～18 (略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第一百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第一百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第二条 (略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

2023年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	工事負担金の精算遅れ	工事費負担金の増額判明時における発電事業者への通知遅れ等により、工事費負担金について、託送供給等約款に定められている工事完成後すみやかに精算することができなかった。	託送供給等約款等に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (工事費負担金の精算)
2	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
3	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
4	約款の運用等	受電側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款に定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (受電側接続検討の検討期間)
5	部門別収支	法人税等の配分に係る事業者設定基準の届出漏れ	法人税等の配分について、各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の状況を踏まえ、より適切な整理を行うためのみなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準の届出がなかった。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則に定められている事業者設定基準を届け出た上で、各部門に配分すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 第6条第3項
6	託送供給等収支	誤った送配電部門収支計算書の公表	法人税等について、誤った算定方法で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの送配電部門収支計算書等の修正・公表を行うべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
7	託送供給等収支	誤ったインバンス等収支計算書の公表	インバンス等収支計算書の注記(他社購入電源費及び他社販売電源料)について、誤った算定方法で算定した金額を記載していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みのインバンス等収支計算書の修正・公表を行うべきである。(訂正後のインバンス等収支計算書は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条
8	託送供給等収支	誤った離島供給収支計算書の公表	離島部門当期純利益について、誤った諸元で算定していた。(事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正)	公表済みの離島供給収支計算書の修正・公表を行うべきである。(訂正後の離島供給収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 第4条

2023年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（261社）に対して実施した2023年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2023年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。

- ・2022年度において、2021年度に比べ指摘事項の件数は減少したものの、引き続き、本省及び地方局所管事業者とも、省令の理解不足、または単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が74件あったことから、2023年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないか「託送供給収支」を重点的に確認した。
- ・2022年4月より、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化するとともに、すべての一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して差別的取扱いを要求すること等が禁止された。2022年度監査においては、2022年7月1日時点の状況について確認したが、本省及び地方局所管事業者合計で32件の指摘事項があったことから、2023年度監査においても、2022年4月から2023年3月までの通年での状況について、引き続き、その遵守状況を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、電気と同様、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が30万個以上に限る。）においても、非公開情報の管理の用に供するシステムの情報管理など「体制整備等」を重点的に確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として2022事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2023年度中に実施したものの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が実施した。

ガス事業法第171条第1項及び改正法附則第33条第1項の規定により、一般ガス導管事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第172条第1項及び改正法附則第34条第1項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	44	11	37	89	8	4
現地立入監査実施箇所数	9	10	16	20	8	4
オンライン監査実施数	2	2	—	—	—	—
書面監査実施数	33	—	21	69	—	—
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	261
現地立入監査実施箇所数	18	14	3	18	1	121
オンライン監査実施数	—	—	—	1	—	5
書面監査実施数	1	—	—	12	1	137

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「本社と支社で監査」及び「現地立入監査とオンライン監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般

ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第54条の8及び第80条の8の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2023年度において実施した監査の結果、69事業者において114件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第178条第1項及び改正法附則第37条第1項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び改正法附則第38条第1項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

	件数
① 約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の算出誤り	2（－）
② 財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り	11（1）
③ 部門別収支に関する監査	－
④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	91（3）

	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	—
	⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・託送供給の業務等に関する情報の取扱規程の不備 ・人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替え遅れ	10 (4)
合 計		114 (8)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2～5 （略）

（立入検査）

第七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～10 （略）

（勧告）

第七十八条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第七十九条 委員会は、第七十九条第一項又は第二項の規定により委任された第七十条、第七十一条第一項から第三項まで又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（権限の委任）

第八十九条 （略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一

条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 (略)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第四十一条 (略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二

条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。)を管轄する経済産業局長が行うものとする。
ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4 (略)

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査を
しなければならない。

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	財務諸表	勘定科目の整理誤り	ガス供給に伴う既存埋設物等の調査費用について、誤った勘定科目（修繕費）で整理していた。	ガス事業会計規則に定められている適正な勘定科目（建設仮勘定）に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 第5条
2	託送供給収支	託送収支計算書（特別損失）等の整理誤り	特別損失について、託送供給等関連業務以外に係る費用を整理していた。	託送供給等関連業務以外に係る費用は除外して整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(8)等
3	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	運転資本について、誤った算定方法で算定していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
4	託送供給収支	誤った超過利潤累計管理表（前期超過利潤累計額）等の公表	前期超過利潤累計額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	ガス事業託送供給収支計算規則に定められている適正な金額を記載すべきである。（訂正後の超過利潤累計管理表等は公表済み。）	ガス事業託送供給収支計算規則 第10条
5	体制整備等	人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替えの遅れ	人事異動に伴う引継期間においてのみ異動した前任者が非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。	非公開情報を入力することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。（既に対処措置済み）	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第2号ロ
6	体制整備等	託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その一般ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
7	体制整備等	託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第10号
8	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程（職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど）に不備があった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則 第127条の3第1項第3号
9	託送供給収支	「法人税等」の算定誤り	託送収支計算書における「法人税等」が誤った方法で算定されていた。	「法人税等」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、法定実効税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(9)
10	託送供給収支	「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」の算定誤り	超過利潤計算書における「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」が誤った方法で算定されていた。	「調整後税引前託送部門当期純利益に係る法人税」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1.(4)
11	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が誤った方法で算定されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
12	託送供給収支	資金調達算定の誤り	託送収支計算書における「資金調達」が誤った方法で算定されていた。	資金調達については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.(5)
13	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送収支計算書における「一般管理費」が誤った方法で算定されていた。	一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)②
14	体制整備等	非公開情報を入力した者、内容及び当該情報を入力した日時に係る記録の欠損	非公開情報を入力した者を識別できる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入力した日時に係る記録に欠損があった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハの規定に定める情報については、5年分を保存すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ハ
15	体制整備等	物理的隔絶の不備	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づく託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第79条の14第1項第1号

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
16	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）及び無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
17	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表において、平成30年度から令和4年度までの投資額が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、実績額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
18	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	ガス事業に係る費用のうち、託送費用として特定できるものは、直接配賦すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2.（1）
19	託送供給収支	特定導管投資額実績表の作成の誤り	平成30年度及び平成31年度について、導管以外の費用を計上していた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、特定導管に係る投資額について、実績額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.
21	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定及び設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき正しく記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2 1.
22	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管投資額実績表において、令和3年度の投資額が適切に記載されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、適切に投資額を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
23	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
24	託送供給収支	超過利潤累積管理表の金額誤り	超過利潤累積管理表の前期超過利潤累積額や定水準超過額等について、適切に計上されていなかった。	①ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第1項の規定により設定した料金（改定後料金）を実施する場合は、零とすべきである。 ②「一定水準超過額」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、当期超過利潤累積額から一定水準額を控除した額が零を下回る場合にあっては零とすべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第3 2.
25	託送供給収支	内部留保相当額管理表の金額誤り	内部留保相当額管理表において、還元義務額残高が適切に計上されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、還元義務額残高を記載すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第3 4.（3）
26	財務諸表	営業費明細表の金額の誤り	営業費明細表の「供給販売費・需要開発費」に警報器の設置に係る費用が計上されるなど、適切な科目に整理されていなかった。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の「その他営業雑費用」に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
27	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	所得割法人事業税を適切な科目に整理されていなかった。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
28	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時に事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額にすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）
29	財務諸表	会計整理項目の誤り	財務諸表の作成にあたり、一般管理費の租税課金に電気供給業に係る収入割事業税が含まれているなど、適切に整理されていなかった。	ガス事業に係らない事業の費用は除外するなどし、適切に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
30	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（4）

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
31	財務諸表	会計整理項目の誤り	「ガス事業管理システム再リース料」を、一般管理費の賃借料に計上していた。	供給販売費の賃借料に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
32	財務諸表	会計整理項目の誤り	前期損益修正益を営業外収益の雑収入に計上していた。	特別利益に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
33	財務諸表	会計整理項目の誤り	内管の修繕等に係る委託作業費を供給販売費としていた。	営業雑費用の受注工事費用として整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
34	財務諸表	会計整理項目の誤り	無形固定資産の減価償却費の一部を需要開発費や消耗品費に計上していた。	減価償却費に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
35	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、旧一般ガスマナシガス小売事業者でないにもかかわらず、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
36	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。	供給計画と整合させて、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
37	財務諸表	損益計算書・営業費明細表の金額の誤り	附帯事業（電気供給業）の事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。	ガス事業会計規則に基づき、損益計算書の附帯事業費用に整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
38	託送供給収支	本支管投資額実績表の作成の誤り	本支管（主要導管以外）が、供給計画の実績額と整合していなかった。	供給計画と整合させて、記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
39	体制整備等	社内システムにおける規程に定める記録の未保存	当社社内システムの一部において、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項項第二号八の規定に定める記録の保存が5年間に満たなかった。	社内システムにおいて、ガス事業法施行規則第七十九条の十四 第1項項第二号八の規定に定める記録の保存期間は5年間とすべきである。	ガス事業法施行規則（体制の整備等）第七十九条の十四 第2項
40	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより税申告した額と異なる額を算定していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
41	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
42	託送供給収支	ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
43	託送供給収支	託送収支計算書（超過利潤累積額管理表）における誤り	前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、翌事業年度の開始の日において改定後料金を実施する場合、前期超過利潤累積額・前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額・当期乖離額累積額は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 2. (1)、(2)、(5)、(7)
44	託送供給収支	ガス事業託送供給収支計算書における事業者が定める算定方法の届け出について	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
45	約款の運用	内管工事費見積単価表の誤り	誤った内管工事費見積単価表が公表されていた。	託送供給約款に紐づく見積単価表は、施行規則に基づき、適正に公表を行うべきである。	ガス事業法施行規則 第72条
46	財務諸表	勘定科目の整理誤り	貸倒引当金が雑費で計上されていた。	貸倒引当金は、ガス事業会計規則に基づき、適正に計上すべきである。なお、この誤りにより託送供給収支の修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
47	託送供給収支	託送収益の算定誤り	自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。	自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
48	託送供給収支	託送収支計算書上の一般管理費の計算誤り	機能別原価項目の金額比によって配賦された託送費用として抽出された一般管理費の一部が、託送収支計算書上の一般管理費として整理されていなかった。	機能別原価項目の金額比によって配賦された一般管理費については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
49	託送供給収支	託送資産明細書設備勘定(有形)の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
50	託送供給収支	前期超過利潤累積額の計上誤り	前期超過利潤累積額が誤って計上されていた。	前期超過利潤累積額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)
51	託送供給収支	還元義務額残高の算定誤り	還元義務額残高が誤った方法で算定されていた。	還元義務額残高については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
52	託送供給収支	託送収支計算書(営業収益(「補償料等収入」)の計上漏れ	営業収益の「補償料等収入」の算定にあたり、計上すべき収入金額が「補償料等収入」として計上されていなかった。	「補償料等収入」は、計上すべき収入金額を適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (6)
53	託送供給収支	託送収支計算書(営業外収益「雑収入」)の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	「雑収入」は、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
54	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算定すべきところ、誤った区分による合算額とされていた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
55	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
56	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費の算定にあたり、固定資産金額比(帳簿価額比)及び導管延長比に関する機能別配賦係数が、誤って算定されていた。	固定資産金額比(帳簿価額比)及び導管延長比に関する機能別配賦係数は、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
57	託送供給収支	託送供給収支の一般管理費の算定方法の誤り	託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきところ事業税相当額が、誤って計上されていた。	託送供給収支の一般管理費の算定にあたり、事業税を除いて整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
58	託送供給収支	託送収支計算書(営業外費用「雑支出等」)の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
59	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための計画について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号
60	託送供給収支	託送収支計算書(営業外費用「雑支出等」)の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	「雑支出等」は、直近の料金改定時に料金原価に織り込んだもののみを計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
61	託送供給収支	託送収支計算書(超過利潤累積額管理表)における誤り	超過利潤累積額管理表における前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額が、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定されていなかった。	前期超過利潤累積額、前期乖離額累積額、当期超過利潤累積額、当期乖離額累積額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 2. (1)、(2)、(5)、(7)
62	体制整備等	物理的隔絶の不備	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づく託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室との区分に不備があった。	ガス事業法施行規則第七十九条の十四第1項に基づき託送供給等の業務の用に供する室と小売事業等の業務の用に供する室とを適切に区分すべきである。	ガス事業法施行規則(体制の整備等) 第79条の14 第1項第1号

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
63	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費として計上されていた経費のうち、小売事業直轄の経費として計上すべきところ、機能別展開され、託送費用として配賦されていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
64	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費を機能別展開する際、適用すべき配賦係数に算出誤りがあったため、配賦額が正しく計上されていなかった。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①
65	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法定実効税率を用いて算定すべきところ、税率の算定を誤っていた。	省令等に基づき適正な税率を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(9)
66	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費として計上されていた経費について、小売事業に直課すべき費用であるところ、託送経費として機能別展開していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
67	託送供給収支	供給販売費等の機能別展開の誤り	託送収支の算出において、共通経費を配賦する際に使用する人件費比率の係数について算出を誤ったため、人員比による配賦を行っている費用科目が誤って算出された。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①
68	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 34
69	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	託送事業の経費に該当しないものを、一般管理費の機能別展開をもって、託送経費として配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
70	託送供給収支	自社託送収益の算定誤り	自社託送収益を算定するにあたり、誤った方法で算定していた。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第11.(2)
71	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送事業の経費に該当しない特別損失について、機能別原価項目の金額比をもって、託送経費として配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(8)
72	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費を配賦する際、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
73	託送供給収支	営業費用の算定誤り	供給販売費、一般管理費の配賦に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①、②
74	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が当該事業年度の確定した申告額となっていなかった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)
75	託送供給収支	託送資産の算定誤り	固定資産の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第22.
76	託送供給収支	託送資産の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第22.
77	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の配賦、労務費の振替額に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(2)①
78	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が地方税法の定めにより算出した額となっていなかった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
79	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	資金運用とすべき収益をその他に含めて算定し、配賦方法に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(1)～(3)
80	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	配賦方法に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(7)
81	託送供給収支	託送資産の算定誤り	資産に計上誤りがあった。	省令等に基づき適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第21.
82	託送供給収支	託送資産の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第4条 別表第22.
83	託送供給収支	供給販売費等の計上誤り	供給販売費の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(1)
84	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第12.(4)
85	託送供給収支	営業外収益の計上誤り	その他の金額に誤りがあった。	正しい金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第13.(3)
86	託送供給収支	託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り	ガス事業に係る「無形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていないかった。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2(第4条関係)2.
87	託送供給収支	託送収支計算書における「事業税」の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1(第3条関係)2.(4)
88	託送供給収支	託送資産明細書における設備勘定(有形)の計上誤り	ガス事業に係る「有形固定資産」として整理される資産が適切に計上されていないかった。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2(第4条関係)2.
89	託送供給収支	託送収支計算書における「固定資産除却費」の算定誤り	託送収支計算書における「固定資産除却費」について、誤って算定していた。	省令等に基づき、適正な配賦により算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1(第3条関係)2.(2)①
90	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3(第5条関係)1.(7)
91	託送供給収支	託送資産明細書における「固定資産除却損」の算定誤り	託送資産明細書における運転資本の算定において、「固定資産除却損」の取り扱いに誤りがあった。	省令等に基づき、適正な運用方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2(第4条関係)2.
92	託送供給収支	託送収支計算書における「事業税」の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1(第3条関係)2.(4)
93	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3(第5条関係)1.(4)
94	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
95	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
96	託送供給収支	供給販売費の配賦誤り	供給販売費に係る需要開発費の費用の配賦を誤っていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
97	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る労務費について、供給販売費（労務費）から受注工事費への振替額の算定を誤っていた。	省令等に基づき適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
98	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定を誤っていた。	省令等に基づき適正な配賦係数を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
99	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
100	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の建設仮勘定、設備勘定（有形）及び無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
101	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益について、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上されていた。	営業外収益の「資金運用」及び「その他」について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)(3)
102	託送供給収支	託送資産明細書（長期前払費用）の算定誤り	託送資産明細書の長期前払費用について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の長期前払費用について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
103	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税について、収入割額（ガス導管事業）を計上すべきところ、所得割額により計上されていた。	事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
104	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比が適正に算定されていなかった。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ①
105	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
106	託送供給収支	超過利潤計算書の算定誤り	超過利潤計算書の当期超過利潤額について、「託送供給関連部門の特別損失額」及び「調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等」が誤って算定されていた。	超過利潤計算書について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)
107	託送供給収支	特別利益の算定誤り	託送供給関連部門の特別利益について、ガス事業以外の収益が誤って計上されていた。	特別利益について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (4)
108	託送供給収支	供給販売費の機能別展開配賦金額の算定誤り	供給販売費の機能別展開配賦金額について、誤った配賦金額により算定されていた。	供給販売費の機能別展開配賦金額について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ①
109	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費について、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
110	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税等について、法定実効税率を用いて算定されていなかった。	法人税等について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)

2023年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
111	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
112	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税について、収入割額（ガス導管事業）とすべきところ、託送収益の比によって算定されていた。	事業税について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
113	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本について、固定資産除却費全額を控除し誤って算定されていた。	運転資本について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
114	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比の額及び導管延長比が誤って算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①